

核燃料集約に関する打合せにあたり

令和4年9月21日
日本原子力研究開発機構

湧き出し核燃料物質や利用実態のなくなった核燃料物質の集約に関しては、平成27年以降、個別の案件についての協議等を原子力規制委員会との間で行ってきた。

第40回原子力規制委員会（R3.10.20）において、核燃料物質を回収する制度、廃棄する制度が整備されていないことが「本質的な課題」であることを示し、規制庁及び関係各署の協力のもと、本課題解決に向けて取組みを進めていく考えを示してきた。

1. 協議にあたっての確認事項

① 集約対象

- ・湧き出し核燃料物質（管理下になく発見されたものなど）
- ・利用実態のない核燃料物質及び国際規制物資（管理下にあると考えられるもの）

② 集約目的

- ・国として、全国レベルでの核燃料物質による『管理リスク低減』
- ・所有者等の『負担軽減』

2. 考慮すべき重要事項

(1) 説明責任

自治体への説明：集約後の行き先の見通しが明らかではない現状において、集約先の立地自治体への説明責任は、「国策」として国が負うべき。

(2) 負担

受益者負担の原則：集約から集約後のエンドステートに至る必要な費用は、受益者が賄うことが必要である。

あるいは国策実行のための補助金交付等が必要である。

費用算定の不確実性：対象を放射性廃棄物として処分することとした場合、処分場及び廃棄体基準等が見通せない現状では、不確実性によるリスクを考慮した高額な費用を求める必要がある。

(3) 規制制度上の課題

核燃料物質の回収・廃棄：譲渡や承継を前提とした核燃料物質の制度の整理要。

核燃料物質の処分：ウラン系廃棄物処分の制度は昨年整備されたが、核燃料物質自体の処分についての制度等について整理要。

以上